



令和7年9月19日

午前10時

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種費用を助成します

市は、ウイルスに感染すると重症化しやすい小児や高齢者の予防接種を促進するため、インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成します。

1 対象者・助成額

区分	小児インフルエンザ予防接種	高齢者インフルエンザ予防接種 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種
対象者	市内に住民登録がある以下の人 [不活化ワクチン：注射するタイプ] (1) 1歳から12歳までの人 (2～4週間の間隔で2回接種) (2) 13歳から15歳（中学3年生）までの人 (1回接種) [経鼻弱毒生ワクチン：鼻に噴霧するタイプ] 2歳～15歳（中学3年生）までの人 (1回接種)	市内に住民登録がある以下の人 (1) 65歳以上の人 (2) 60歳から64歳までの人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能のいずれかに身体障害者手帳1級に相当する障がいがある人
助成額	不活化ワクチン：1回当たり2,100円 経鼻弱毒生ワクチン：1回に限り4,200円 ※生活保護世帯と住民税非課税世帯の人は全額助成	インフルエンザ：1回に限り2,600円 新型コロナウイルス感染症： 1回に限り7,500円 ※生活保護世帯の人は全額助成

2 助成期間 10月1日（水）～令和8年1月31日（土）

3 接種の受け方

- (1) 実施医療機関に予約します
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）や母子健康手帳を持参して接種を受けます（予診票兼接種券は実施医療機関で配布します）
- (3) 医療機関ごとに定める費用から助成額を差し引いた金額を支払います

- 4 その他
- ・助成に関する詳しい内容や予防接種を実施する医療機関については、9月25日発行の広報いちのせき I-Style10月号または市ホームページを確認してください
 - ・小児インフルエンザ予防接種の経鼻弱毒生ワクチンの助成は本年度から開始します
 - ・医師が必要と認めた場合は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種を同時に受けることができます

問い合わせ先

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田 13-1 (一関保健センター)

健康こども部健康づくり課 健診指導係 主任主事 千田

健康こども部こども家庭課 おやこ健康係 主事 佐竹

Tel : 0191-21-2160 (健康づくり課) / 0191-21-5409 (こども家庭課)

Fax : 0191-21-4656

メールアドレス : hokesen@city.ichinoseki.iwate.jp